

公示番号： 161122

国 名：ケニア

担当部署：人間開発部保健第1グループ保健第1チーム

案件名：保健財政プログラム最新情報収集・分析【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：保健財政プログラム最新情報収集・分析
- (2) 格 付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年3月下旬から2017年5月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.00M/M、現地 1.00/M、合計 2.00M/M
- (3) 業務日数：
 - 国内準備 13日、現地業務 30日、国内整理 7日
 - (現地：1M/M、国内：1M/M)
 - 業務工程については上記を想定するが、「10 特記事項(2)」を参照の上、プロポーザルにて提案すること。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年3月13日(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 24点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 34点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

- ③語学力 12点
 ④その他学位、資格等 16点
 (計 100点)

類似業務	保健政策、保健財政にかかる各種業務
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

JICAは、2012年に「ケニア保健セクター情報収集・確認調査」を実施し、ケニアにおける保健財政及び医療保障分野の現況を明らかにすると共に、同国の保健セクターの協力方向性をユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下 UHC）達成支援に定めることとした。同調査の結果に基づき、2013年には「保健円借款案件形成／保健財政協力【有償勘定技術支援】」（単独型）の短期専門家が派遣され、ケニアにおける保健財政の現状、具体的には財源や支出内訳、国家病院保険基金の財政状況及び給付内容・加入率、その他の医療保障プログラムや世銀をはじめとする他ドナーの UHC 支援内容、資金フロー等を調査し、UHC 分野での円借款案件概要や実施方針に対し提言をまとめた。

その後保健省に派遣された長期専門家「UHC アドバイザー」による情報収集、JICA 本部による調査等を通じ、ケニア政府からの要請に基づき「UHC 達成のための保健セクター政策借款」が形成され、2015年8月17日に交換公文・借款契約の調印を行った。同借款、専門家派遣に加え、技術協力プロジェクト「地方分権下における保健システムマネジメント強化プロジェクト」、及び国別研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ研修」（有償勘定技術支援等を組合せ、JICA は地方分権下での UHC 推進を目的とした「UHC 達成のための保健システム強化プログラム」を実施中である。

上記円借款では、UHC 達成のために優先的に実施すべき重点施策を「政策アクション」として定め、同アクションの達成を以てディスバースが行われる形態をとり、主に①UHC 関連政策文書（UHC ロードマップ、保健財政戦略等）の策定、②ケニア政府が実施する UHC 関連プログラム（産科無料サービス、健康保険補填プログラム、一次保健施設の成果連動型資金プログラム）のマニュアル作成とケニア政府予算の確保、③カウンティ政府を主体とした保健システムの強化、の3区分からアクションを選定した。また、世銀の「Health Sector Support Programme」（Additional Financing）の対象 UHC プログラムや指標を同一のものとし、ケニア側の政策にアラインすると同時に、合同で HSSP 対象プログラムの進捗がモニタリングできるよう留意した。

これらの HSSP 対象プログラムの進捗については、過去に行われた世銀・DANIDA・JICA による合同モニタリングミッションの報告書や専門家報告書等である程度把握されているが、まとまった形で分析、文書化がされていない。

UHC 支援を本格開始し3年半、円借款調印から約1年半が経過したことから、上記借款で対象としたプログラムの進捗や課題、今後の方向性を整理・文書化し、同結

果を踏まえ、次期円借款形成の妥当性と形態を検討するために本専門家を派遣する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ケニア保健省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、円借款「UHC 達成のための保健セクター政策借款」の政策マトリクスに記載された UHC 関連プログラムの進捗、保健省による保健財政戦略最終化状況、他ドナーの UHC 支援状況、地方分権化による保健財政分野への影響等を既存文献のレビューにより整理した後、現地での補足調査を行い、結果を報告書に取りまとめる。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2017 年 3 月下旬～4 月上旬）

- ① **（JICA 支援内容の把握）** JICA の実施する「UHC 達成のための保健システム強化プログラム」の内容把握のため、既存の報告書（保健財政・円借款形成専門家報告書、UHC アドバイザー報告書、円借款審査調書・事前評価表、技術協力プロジェクト進捗報告書、UHC 研修案件概要等）により支援内容を把握する。
- ② **（UHC プログラムの最新状況の文書化）**、無償産科サービス（Free Maternity Service、以下 FMS）、健康保険補填プログラム（Health Insurance Subsidy for the Poor、以下 HISP）、一次保健施設成果連動型交付金（Result Based Financing、以下 RBF）、一次保健施設無料化交付金（User Fee Removal、以下 UFR）高齢者・障害者向け健康保険補填プログラム等の最新状況及び上記 6. で既述した 2013 年の前調査以降のこれらプログラム実施に係る変更点を洗い出して記述、かつ現在直面している課題につき、ケニア政府作成の最新マニュアル、会議議事録、世銀・DANIDA・JICA 合同モニタリングミッション報告書、その他の論文等を参照し分析する。
- ③ **（他ドナーの UHC 支援状況）** 世銀、DANIDA、ドイツ、USAID 等主要ドナーの UHC 支援内容につき、プロジェクトドキュメント等を参照し、概要と現状をとりまとめる。特に世銀の既往案件（Health Sector Support Project）の進捗評価、新規案件（Transforming Health Systems for Universal Care Project）の審査調書につき重点的に分析すること。
- ④ **（UHC グローバルイニシアティブのケニア支援）** Partners for Health (P4H)、Joint Learning Network、Primary Health Care Performance Initiative（PHCPI）、Health Data Collaborative 等の UHC 支援関連のイニシアティブ・ネットワークのケニアにおける支援内容について整理する。
- ⑤ **（分権化による保健財政分野への影響）** 地方分権後の保健関連資金のカウンティ政府への資金フロー（含中央政府からの予算配分方法、カウンティ政府内での予算分配、FMS、UFR の資金フロー、他ドナーの On-budget 支援、Public Finance Management (PFF) Act、County Revenue Allocation (CRA) bill）につき既存資料から最新状況を整理する。
- ⑥ **（保健財政戦略）** 保健財政戦略最新版及びコミュニケーションプランの概要を要約する。
- ⑦ **（文献レビューのまとめ）** 上記①～⑥を「インセプション・レポート（和文）」としてまとめる。まとめる際には、文献レビュー結果に加え、各項目について

現地調査で確認すべき項目についても明記すること。JICA ケニア事務所、人間開発部、アフリカ部に提出し、これらの部署からのコメントを踏まえ最終化し、JICA ケニア事務所、人間開発部へ報告する。

- ⑧ (現地調査内容の確定)「インセプション・レポート(和文)」を基に、JICA ケニア事務所、人間開発部、アフリカ部と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ⑨ 上記に基づき、JICA ケニア事務所・人間開発部と事前に協議の上、ワークプラン(英文)を作成する。

(2) 現地業務期間(2017年4月上旬~5月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ケニア事務所、C/P 機関にワークプラン(英文)を提出し、業務計画の確認を行う。
- ② 「インセプション・レポート(和文)」においてまとめた要確認事項に基づき、保健省、財務省、国家病院保険基金、UHC 研修参加者、ドナー等への聞き取りを行う。特に以下の点は文献レビューでの情報収集は困難であると考えられるため、重点的に確認する。なお、現地業務期間中は保健財政作業部会が活発になり主要な関係機関が多忙を極め個別の聞き取りが難しい可能性があるため、その場合は同部会の作業過程への参画により必要な情報収集を行う等、その状況に応じ情報収集の手段として聞き取り以外にも柔軟に対応する。
 - ア 保健財政戦略最終化の目標タイミング、必要承認手続き
 - イ 保健財政戦略策定後の作業予定(給付内容の確定、コストイング、支払方式の詳細検討、プライマリ・ケア・ネットワーク構想の具体化等)と検討に関するタイムフレーム
 - ウ UHC に関する意思決定機構(ステアリングコミッティ等)の現状、見直し可能性
 - エ 保健財政分野以外の(サービス・人材育成等の)UHC 施策の有無、実施状況
 - オ 世銀新規案件における資金ギャップ及び協調融資可能性
世銀新規案件審査調書で提案されている Health Services Delivery Improvement Fund 詳細、他ドナー参加予定
 - カ ドイツ(KfW)案件の資金フロー
- ③ 保健財政関連のドナー・政府機関等による会合に出席し情報収集を行う。
- ④ JICA ケニア事務所と協働し、ケニア保健省、必要に応じて財務省及び世銀に次期円借款に関するニーズヒアリング等を実施して情報収集を行い、組成案検討を行う。特に以下の点につき確認すること。
 - ア UHC 関連プログラム(既存円借款案件で支援中のもの)に対する資金ギャップの有無
 - イ UHC 達成に向け資金支援が求められる具体的分野・プログラム
 - ウ 資金のディスバース先(中央政府、カウンティ政府、保健医療施設等)
 - エ 希望する借款形態
 - オ 想定される保健省内の借款案件管理体制
 - カ JICA ケニア事務所と協働し、「UHC 達成のための保健セクター支援政策借款」の教訓及び課題

- ⑤ 上記②～④を踏まえ、次期円借款の形成の妥当性につき分析し、実施の場合の案件デザイン（目的、用途、ディスバース方法、資金フロー等含む）につき提案する。
- ⑥ C/P 機関及び JICA ケニア事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間（2017年5月中旬）

- ① インセプションレポートに加筆する形で専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 人間開発部、アフリカ部、ケニア事務所に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

また、現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 人間開発部、ケニア事務所に提出する。

(1) インセプション・レポート（国内準備期間終了時）

文献レビューの結果、現地調査にて確認すべき事項を記載。

和文3部（JICA 人間開発部、アフリカ部、ケニア事務所へ各1部）

(2) ワークプラン（現地派遣前）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）、スケジュール等を記載。

英文3部（JICA 人間開発部、ケニア事務所、C/P 機関へ各1部）

(3) 現地業務結果報告書

派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文4部（JICA 人間開発部、アフリカ部、ケニア事務所、C/P 機関へ各1部）

(4) 専門家業務完了報告書（和文3部）

和文。提出部数は以下のとおり。

和文3部（JICA 人間開発部、アフリカ部、ケニア事務所へ各1部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ/アブダビ⇒ナイロビ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

(2) 一般業務費

以下に記載の一般業務費については、JICA ケニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（凡そ 300 千円を想定。当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

車両関連費

通信・運搬費（携帯電話、インターネット通信費）

資料等作成費（資料複写費）

雑費（ミーティング開催費）

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

上記「7. 業務の内容」に記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は上記「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 便宜供与内容

JICA ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

ナイロビ到着時のみあり

イ) 宿舎手配

希望の場合あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

到着直後の C/P との協議についてのみ調整及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

確認中

(2) 配布資料

本業務に関する以下の資料はウェブサイト上で公開されています。

- 「UHC 達成のための保健セクター政策借款」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_KE-C6_1_s.pdf
- 技術協力プロジェクト「地方分権下における保健システムマネジメント強化プロジェクト」案件概要
<https://www.jica.go.jp/project/kenya/008/outline/index.html>
- 世銀「Kenya Health Sector Support Project-Additional Financing」審査調書
<http://documents.worldbank.org/curated/en/498371468047734702/pdf/816230>

- [PJPR0P07010Box379877B00OUO090.pdf](#)
- 同「Transforming Health Systems for Universal Care Project」審査調書
<http://documents.worldbank.org/curated/en/215261467995371106/pdf/PAD1694-PAD-P152394-IDA-R2016-0122-1-Box396259B-OUO-9.pdf>
 - 保健省・Health Policy Project (USAID)「NATIONAL AND COUNTY HEALTH BUDGET ANALYSIS REPORT 2014/15」
http://www.healthpolicyproject.com/pubs/532_FINALNationalandCountyHealthBudgetAnlysis.pdf

上記以外の本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第 1 グループ (TEL:03-5226-8363) にて配布します。

- ケニア国保健円借款案件形成／保健財政協力 専門家業務完了報告書 (2013 年 12 月)

(3) その他

- ① 本業務は、医療保障制度を含む保健財政に係る分析を担当することから、途上国のヘルスケア・ファイナンスにかかる大学院レベルの知識・経験を有していることが望まれます。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、現地業務に先立ち、「たびレジ」に登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以 上